

Dreams Come True

発行：進路担当

いよいよ、明日から県内私立の入試がはじまります。心と体の準備は、バッチリでしょうか？ここまで十分に頑張ってきたのなら、きっと大丈夫。そう信じて、睡眠をじゅうぶんに取って当日を迎えましょう。

さて、月曜日に発行した進路通信 No.23 で、県立高校の「出願変更」についての話を掲載しました。今回の通信では、県立高校の「辞退」について案内をします。特に「私立専願」の生徒は全員関係する話なので、必ず確認しておいてください。

県立高校の「辞退」について



「辞退」とは、「出願変更」とは異なり、県立高校の出願そのものをとりやめることです。「辞退」を行うと、県立高校を受けないことになるため、一次選抜だけでなく、その後の二次選抜も受けられなくなります。(一次選抜を受けていないと、二次選抜の受験資格が得られないため)つまり、県立高校に進学することはできなくなってしまいます。ご注意ください。

【辞退を希望する場合の流れ】

①担任の先生に、辞退をしたいと伝える

- ・ただし、県内私立専願の生徒については、「合格したら辞退する」ことを確認しているはずですので、特に伝えていただく必要はありません。(合格していることを確認したら、②を自動的に実施します)
- ・県外私学専願の生徒は、事前指導で伝えてある通り、合格した旨の報告を担任 or 進路担当にしてください。その報告を受けて、②を実施します。(自動的に実施しません)
- ・「私立専願」ではないが、県立を辞退したいという場合については、担任と懇談のうえ「手続き依頼書」を受け取り、「県立変更」の欄に「辞退」と記載し提出してください。



②意思確認(私立専願受験の合格を確認)したら、担任がweb出願システムで「辞退許可」をします



③web出願システムにログインし、「辞退」の作業を行ってください

(方法については、この通信の裏面にマニュアルを掲載していますのでご確認ください)

この後、担任が承認することで、「辞退」完了です

【注意事項】

- ◎一度辞退すると、再度出願はできません。ご注意ください。
- ◎「私立専願」で「県立いったん出す」をしていて辞退する生徒については、「手続き依頼書」の県立高校の欄および県立変更の欄について、記入・提出は不要です。
- ◎「出願変更」の×切を過ぎて、「辞退」は可能です。(京都私学専願などの場合も、辞退は可能です)ただし、その場合、「入学考査手数料」の納付がスタートしている期間となります。辞退する前に間違えて入学考査手数料の支払いをしてしまうと、辞退できなくなります。くれぐれも納付してしまわないよう、ご注意ください。